三重県避難行動促進アプリ(仮) 導入及び運用保守業務委託 仕様書(案)

三重県 防災対策部

目 次

第1	調達案件名	4
第2	背景と目的	4
第3	サービス概要	4
1.	提供サービスの概要	4
2.	業務内容及び履行期間	4
3.	納品物	4
第4	機能要件	5
1.	スマートフォンアプリ	5
2.	アプリ管理画面	7
第5	非機能要件	8
1.	システム稼働時間	8
2.	稼働環境要件	8
3.	規模・性能要件	8
4.	信頼性要件	8
5.	拡張性要件	9
6.	セキュリティ要件	9
7.	クラウドサービス及びデータセンター要件	9
第6	テスト、リリース要件	10
1.	テスト	10
2.	リリース準備	10
3.	リリース作業	10
第7	運用保守要件	11
1.	問い合わせ対応	11
2.	障害、性能監視	11
3.	異常検知時の対応	11
4.	基盤維持対応	11
5.	アプリ維持対応	11
6.	システム改修対応	11
第8	その他特記事項	12
1.	情報セキュリティに関する受託者の責任	12
2.	遵守すべき法令等	12
3.	受託者の義務	13
4.	支払条件	13
5.	著作権等	13

6.	工業所有権	14
7.	第三者の権利侵害	14
8.	契約不適合担保責任	15
9.	機密保持	15
10.	再委託の制限	16
11.	暴力団等排除措置要綱による不当介入に対する措置	16

第1 調達案件名

三重県避難行動促進アプリ(仮)導入及び運用保守業務委託

第2 背景と目的

住民等がいつ、どこにいても確実に避難できるよう避難所情報、防災気象情報等をスマートフォン 上で確認できるスマートフォンアプリの導入及び運用を行う。

第3 サービス概要

1. 提供サービスの概要

受託者が提供するサービスの概要を以下に示す。

	提供するサービス	内容
1	スマートフォンアプリ	住民等に対して避難所情報や防災気象情報等を確認 できるスマートフォンを提供すること。
2	アプリ管理画面	委託者がアプリ管理やお知らせ配信を行うための機能 を提供すること。なお、ウェブページでの提供を想定し ている。

[※] 上記のスマートフォンアプリとアプリ管理画面を総称して以下、「本システム」という。

2. 業務内容及び履行期間

(1) 業務内容

本業務では、本システムの導入及び運用保守を行う。

(2) 履行期間

本業務の履行期間を以下に定める。

- ア. 契約締結日から令和6年10月31日までに本システムのリリースまでの作業を行うこと。
- イ. アプリ導入完了後から令和7年3月31日まで本システムの動作に必要となる作業を行うこと。

3. 納品物

(1) 納品物一覧

本システムの動作環境、プログラムのほか、以下の書類を納品すること。

成果物名	内容	提出期限
導入計画書	導入にあたっての実施体制、スケジュール等	契約後 14 開庁日以内
各種設計書	機能一覧、画面一覧、画面遷移図、画面仕様	設計完了後
	等	
テスト計画書	テストの種類、内容、スケジュール等	テスト実施 7 開庁日前
		まで
テスト結果報告書	テスト結果	テスト終了後速やかに

運用保守業務計	運用保守にあたっての実施体制、スケジュール	運用保守業務実施 14
画書	等	開庁日前まで
運用マニュアル	委託者が管理機能を扱うためのマニュアル	運用保守業務実施 14
		開庁日前まで
運用保守業務報	月ごとの運用保守状況	報告対象月の翌月の
告書(月次)		10 開庁日以内
障害報告書	障害発生内容、対応、再発防止策等	障害発生後速やかに
 打ち合わせ議事	議事録	打ち合わせ実施後、原
11 りロわじ餓事	前我	11の日47と天肥後、原
録		則 5 開庁日以内

[※] 各納品物に改定があった場合は、その都度、速やかに提出すること。

(2) 納品方法

- ア. 業務実施期間中は、電子ファイルにてメール等で提出すること。
- イ. 業務完了時に、原則すべての納品物をまとめて紙資料 1 部、電子ファイル(CD-R 等)1 部提出すること。ただし、大量のページ数を要する等、印刷に不適であると認められるものは委託者の判断にて紙資料の提出を省略するものとする。
- ウ. 電子ファイルの提出形式は、原則として PDF 形式及び編集可能な形式(MS-Office 形式等)とする。ただし、委託者の判断にて PDF 形式、編集可能な形式もしくはプログラムファイルでの提出とすることがある。
- エ. 紙媒体の提出形式は、原則 A4 縦、両面左綴じとするが、必要に応じて A3 を使用可とする。なお、パイプファイル等に綴じて、各ページを取り外せる形で納品すること。

(3)納品場所

三重県防災対策部地域防災推進課(三重県津市広明町13 三重県庁5階)

第4 機能要件

- 1. スマートフォンアプリ
- (1) 指定緊急避難場所・指定避難所情報の参照・検索(必須)
 - ア. 全国の指定緊急避難場所及び指定避難所(以下、「避難所等」という。)が地図上で表示され、その名称、住所、災害種別、収容人数等の詳細情報が参照できること。
 - イ. Lアラートの公開情報に応じて、避難所等の開設状況が確認できること。
 - ウ. 名称、住所、災害種別、開設状況にて避難所等の検索ができること。

(2) 現在地から避難所等へのアクセス表示(必須)

ア. スマートフォンの位置情報をもとに、最寄りの避難所等の方角・距離が確認できること。また、最 寄りの避難所等を示す際に災害種別、開設状況にて絞り込みができること。 イ. (1)の機能にて表示した任意の避難所等への方角・距離が確認できること。

(3) 地図、避難所等のオフライン表示(必須)

ア. 一度表示した地図や避難所等の情報をスマートフォンに保存し、オフライン状態でも参照できること。

(4) 防災気象情報等プッシュ通知(必須)

- ア. 利用者が任意の市町を登録することにより、該当市町を対象にした各種防災情報が発表された 場合及びアプリ管理画面からお知らせ配信した場合に、プッシュ通知を行うこと。
- イ. 利用者はプッシュ通知の対象となる各種防災情報の情報種別を任意に選択できること。
- ウ. スマートフォンの位置情報をもとに、現在地を対象にした各種防災情報が発表された場合及びアプリ管理画面からお知らせ配信した場合に、プッシュ通知を行うこと。
- エ. 対象とする情報は、気象警報・注意報(特別警報を含む)、土砂災害警戒情報、竜巻注意情報、 記録的短時間大雨情報、三重県気象情報(図形式を含む)、地震情報(震度、震源地、規模等)、 津波警報・注意報(大津波警報を含む)、指定河川洪水予報、水位周知河川情報、噴火速報、噴 火警報・予報(県外情報の発信)、南海トラフ地震臨時情報、国民保護情報、避難情報(高齢者等 避難、避難指示、緊急安全確保、警戒区域設定)、避難所情報とする。なお、三重県気象情報に ついては、委託者が指定する文言を含むもののみ対象とすること。
- オ. 各種防災情報は受託者が情報入手を行うこと。なお、L アラートから情報入手する場合、今後の Lアラートのサービス内容変更により、情報入手が不可能となった際の代替措置の手配も本業務 に含むものとする。

(5) ハザード情報の参照(必須)

ア. 津波浸水想定区域、洪水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、土砂災 害警戒区域を地図上で任意に重ね合わせて参照できること。

(6) ハザード情報の内外判定(必須)

ア. スマートフォンの位置情報をもとにした現在地もしくは地図上で選択した任意の点が、選択した ハザード情報の区域内・区域外の判定を行うことができること。

(7) 避難計画登録機能(必須)

- ア. 気象情報等の警戒レベルに応じた行動等を登録できること。
- イ. 警戒レベルに応じた事象が発生した場合、登録した行動を促す表示を行うとともに、実行の有無 のチェックができること。
- ウ. 行動の登録は利用者本人だけでなく、家族等の情報も登録できること。また、相互の利用者にて 承認作業を行うことにより、登録状況や実行有無のチェック状況が共有できること。

(8) 多言語対応(必須)

- ア. アプリ上の各種情報を日本語のほか、英語、中国語(繁体字・簡体字)、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語に自動で翻訳して表示できること。
- 和訳にあたり、避難所名称等、誤訳が懸念される文言は翻訳データを登録できること。

(9) 防災行政無線連携機能(必須)

- ア. 市町が整備している防災行政無線機器の同報発信と連携できる仕組みを備えること。
- イ. 共通のデータ連携フォーマットにて、最大 29 の連携相手方の防災行政無線機器と接続が可能であること。
- ウ. 連携により取得したデータはプッシュ配信の対象とできること。
- 工. 各市町の防災行政無線機器との実際の接続は業務対象外とする。

(10)関連ウェブページリンク(必須)

ア. 委託者が指定する関連ウェブページへのリンクが設定できること。

(11) 他システム連携 (将来的な機能拡充候補)

ア. 委託者にて別途運用しているシステムと連携もしくは公開ウェブページを参照し、河川水位・雨量情報、土砂災害危険度メッシュ情報、道路規制情報等を自動で取り込み、地図上に表示できること。

(12)オープンデータ取込(将来的な機能拡充候補)

ア. 国管理のライブカメラ等、オープンデータとして公開されている情報を自動で取り込み、地図上 に表示できること。

2. アプリ管理画面

- (1) ログイン(必須)
- ア. ID 及びパスワードにて利用者認証を行うこと。
- イ. ID は複数の登録ができ、ID ごとに対象市町等の設定ができること。

(2) お知らせ投稿(必須)

- ア. 1(4)のプッシュ配信の対象となるお知らせ情報を投稿できること。
- イ. 配信対象の市町等の属性を指定できること。

(3) アプリ稼働状況確認(必須)

- ア、アプリの実行環境の障害発生状況の確認ができること。
- イ、アプリのインストール数やアクティブ数の確認ができること。

- (4) 避難所等の情報追加・更新(必須)
- ア. 1(1)の避難所等の情報のうち、三重県内の避難所等の情報の追加・更新ができること。
- (5) ハザード情報の追加・更新(必須)
 - ア. 1(5)のハザード情報の追加・更新・削除ができること。
- (6) リンク情報の追加・更新(必須)
- ア. 1(10)のリンクの追加・更新・削除ができること。

第5 非機能要件

1. システム稼働時間

ア. 24 時間 365 日常時稼働すること。

2. 稼働環境要件

- (1) サーバー環境
- ア. 本システムの基盤となるサーバー等はクラウド環境に構築すること。

(2) クライアント環境

- ア. スマートフォンアプリは、iOS 及び Android に対応していること。なお、iOS は App Store、Android は Google Play にアプリを公開可能な OS のバージョンに対応すること。
- イ. アプリ管理画面は、Microsoft Edge、Google Chrome の各最新バージョンにて、アドオン等を追加することなく動作すること。

3. 規模·性能要件

- (1) 利用者数
- ア. 20万台のクライアントにインストールした状態で安定稼働すること。

(2) 処理速度

- ア. クライアントにて操作を行った際のネットワーク転送処理を除き、レスポンス時間は 2 秒以内を目標値とする。
- イ. クライアントにプッシュ配信すべき事象発生時及びアプリ管理画面からのお知らせ投稿時には、1 分以内にすべてのクライアントに配信処理を完了すること。

4. 信頼性要件

- ア. 障害に伴うシステム停止は年 1 回以内、年間の累計停止時間は 1 時間以内、年間稼働率 99.99%以上を目標値とする。
- イ. 上記稼働率を達成するため、サーバー基盤の冗長化、停電対策等の必要な対策を講じること。

ウ. データ消去対策として、定期的にバックアップを取得し、必要時応じたファイル単位でのリストア が可能であること。

5. 拡張性要件

ア. アクセス集中等により性能が不足する場合、即時に各種リソースを柔軟に追加し、サービスへの 影響を最小限に抑えること。

6. セキュリティ要件

- ア. パッチの適用、ウイルス対策、ログ管理、ユーザ認証、不正アクセス防止、ネットワーク不正侵入 防止等、必要となるセキュリティ対策を行うこと。
- イ. アプリ管理画面にて、ユーザごとに権限を割り当てるとともに、一定期間にてセッションタイムアウトを行うこと。また、ログインの際のパスワードの文字数や文字種別、有効期間、再利用回数等の要件を設定できること。

7. クラウドサービス及びデータセンター要件

- ア. クラウドサービスの障害発生時にサービスを継続するため、一つの障害の影響が及ばないよう、 複数のデータセンターによる冗長化を図ること。また、バックアップ系に切り替わった際でもデー タの整合性が取れるよう、リアルタイムでのデータ複製等、必要な対応を行うこと。
- イ. クラウドサービスで取り扱う情報資産がクラウドサービス事業者により、目的外利用されないこと。
- ウ. クラウドサービスの提供に用いるサーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器等が設置されて いるデータセンターは、地震・水害・火災への対策が行われていること。
- エ. データセンターは、日本の法令が適応されること。また、管轄裁判所に関しては、日本国内の裁判 所を合意管轄裁判所とできること。
- オ. クラウドサービス提供事業者若しくはサービスは、情報セキュリティや個人情報保護に係る第三者認証等のレポートにより、その管理水準が適正と認められていること。なお、ISMAP に登録されたクラウドサービスを利用することが望ましい。
- カ. クラウドサービスの提供に用いるアプリケーション、サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器、通信機器の死活監視・障害監視を行っていること。
- キ. クラウドサービスの提供に用いるアプリケーション、サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機 器、通信機器についての技術的脆弱性に関する情報を収集し、適宜対策を行っていること。
- ク. 情報の盗聴・改ざん等から保護するため通信の暗号化を行うこと。
- ケ. クラウドサービスの提供に不要なプログラム、サービスを停止すること。
- コ. 利用する通信プロトコル、ポートは必要最小限とし、利用していない通信プロトコル、ポートはファイアウォール等にて自動的に遮断すること。
- サ. アクセス記録が保存されていること。なお、アクセス記録にはログイン成功だけでなくログイン失 敗の記録も行うこと。
- シ. クラウドサービスに保存されるデータは暗号化されていること。

- ス、データの消失対策として、定期的にバックアップがとられていること。
- セ. 保存されるデータについてサービス利用終了時に適切に消去されること。
- ソ. クラウドサービス仕様の変更やサービス終了等について、対応策が検討する機関を確保するため、クラウドサービス事業者から事前に通知がされること。
- タ. クラウドサービスのサポート・問い合わせ窓口等に関する記載があること。
- チ. クラウドサービスにて情報セキュリティインシデントや障害が発生した際、利用者への報告、 収束 に向けた対応等にかかる実施体制が確立していること。
- ツ. クラウドサービス提供事業者の免責事項がある場合、その記載内容は利用上問題ないこと。

第6 テスト、リリース要件

1. テスト

- ア. リリース前に機能要件に示す各種機能が正常に動作することを確認するため、各種テストを実施すること。
- イ. テストの実施にあたり、事前に委託者に対してテスト計画書を提出すること。また、テスト後に結 果報告書を提出すること。
- ウ. テストの結果、問題が明らかになった場合は、リリースまでに対策を行うこと。
- エ. テスト実施にあたり必要となるデータは、原則として受託者が作成、準備すること。

2. リリース準備

- ア. App Store 及び Google Play への登録に必要となる手続きを行うこと。ただし、県が作成、提出する必要がある書類等がある場合は、そのひな型を提示するなど、県の手続きの支援を行うこと。また、Lアラートを利用する際の手続き等、第三者のサービスを利用する場合の手続きも同様とする。
- イ. App Store 及び Google Play への登録にあたり、問題が発生した場合は、その理由の調査を行ったうえで、必要な対策を行うこと。
- ウ. 委託者にて広報物等を作成するため、画面例等の素材を提供すること。
- エ. リリースまでに委託者に対して、アプリ管理画面の操作方法等、運用に必要となる作業の説明を行うこと。

3. リリース作業

- ア. App Store 及び Google Play にてダウンロード可能となるよう、必要な作業、手続きを行うこと。
- イ. リリース日は委託者と受託者にて協議のうえ決定するものとする。

第7 運用保守要件

1. 問い合わせ対応

- ア. 本システムの操作や仕様に関する委託者からの問い合わせを電話もしくはメールにて受け付けること。電話の受付時間は平日 9 時から 17 時までとする。
- イ. 問い合わせを受けたのち、原則として3営業日以内に委託者に対して返答を行うこと。

2. 障害、性能監視

ア. 本システムの正常稼働を24時間365日監視すること。

3. 異常検知時の対応

- ア. 障害、性能監視にて異常を検知した場合は、24 時間 365 日、即時に復旧作業に取り掛かるとともに、委託者に異常発生の連絡を行うこと。
- イ. 異常発生から委託者への報告は 30 分以内を目標とし、その際に判明している影響を委託者に 説明すること。
- ウ. イに示す第 1 報の後、状況に変化があった場合や委託者から報告を求められた場合に、適宜委託者への報告を行うこと。
- 工. 復旧作業完了後、1週間以内に原因、影響、再発防止策を委託者に報告すること。

4. 基盤維持対応

- ア. セキュリティパッチの適用等、必要となるセキュリティ対応を随時行うこと。
- イ. OS やソフトウェアはメーカーのサポート期限内のものを使用すること。使用している OS やソフトウェアがサポート期限を迎える場合は、期限内にバージョンアップを実施すること。

5. アプリ維持対応

- ア. OS の新バージョンがリリースされた場合、速やかに新バージョンに対応したアプリのリリースを行うこと。
- イ. 旧バージョンの OS をサポート対象外とする場合は、その理由と該当バージョンのシェアを報告 のうえ、委託者の了承を得たうえで実施すること。
- ウ. アプリに不具合が発見された場合、速やかに不具合を修正したアプリをリリースすること。
- エ. その他、App Store 及び Google Play にて継続的に最新のアプリがダウンロードできるための対応を行うこと。

6. システム改修対応

- ア. パッケージアップデート等により新機能が利用できることとなった場合は、受託者から委託者に 新機能の内容を説明のうえ、受託者にて新機能の適用有無を選択できること。
- イ. 委託者からの要望により機能改修が必要となった場合は、必要工数の算出を行うこと。ただし、 文言の修正等、軽微な修正の場合は、別途費用を請求することなく対応すること。

7. 運用保守の継続

ア. 本業務の履行期間は令和7年3月31日までとしているが、令和7年4月1日以降も同条件にて、運用保守の継続が可能であること。

第8 その他特記事項

1. 情報セキュリティに関する受託者の責任

- ア. 受託者は、三重県電子情報安全対策基準及び受託者内部のセキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティを確保できる体制を整備するとともに、情報漏えい等の情報セキュリティ侵害への対策が十分に講じられた作業環境において、本業務に係る作業を実施するものとする。なお、三重県電子情報安全対策基準については、受託者のみに提示する。
- イ. 受託者は、本業務に係る作業を実施するすべての関係者に対し、私物(関係者個人の所有物等、 受託者管理外のものを指す。以下、同じ。)コンピュータ及び私物記録媒体(USB メモリ等)に三 重県に関連する情報を保存することを禁止するものとする。
- ウ. 受託者は、本業務における情報セキュリティ対策の履行状況について、委託者に確認を求められた場合には、これを報告するものとする。また、受託者は履行状況について、委託者が自ら確認しようとすることに協力するものとする。
- エ. 受託者は、本業務における情報セキュリティ対策の履行状況について委託者が改善を求めた場合には、委託者と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに実施するものとする。
- オ. 受託者は、本業務に係る作業中及び契約に定める契約不適合責任の期間中において、受託者 における情報セキュリティ上の問題を原因とした情報セキュリティ侵害が発生した場合には、直ち に委託者へ報告の上、受託者の責任及び負担において、次の各事項を速やかに実施するものと する。
 - (ア)情報セキュリティ侵害の内容及び影響範囲を調査の上、当該情報セキュリティ侵害への対応 策を立案し、委託者の承認を得た上で実施すること。
 - (イ)発生した事態の具体的内容、原因及び実施した対応策等について報告書を作成し、委託者へ 提出して承認を得ること。
 - (ウ) 再発防止対策を立案し、委託者の承認を得た上で実施すること。
 - (エ)上記のほか、発生した情報セキュリティ侵害について、委託者の指示に基づく措置を実施する こと。

2. 遵守すべき法令等

- ア. 受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成 11 年 8 月 13 日法律第 128 号)等の関係法規を遵守すること。
- イ. 受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)及び受託者が 定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

3. 受託者の義務

- ア. 本業務の遂行に当たっては、委託者の求めに応じ、速やかに資料等の提出を行うこと。
- イ. 本業務において、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上、当然必要な事項については、受託者が責任を持って対応すること。
- ウ. 契約書及び仕様書に明示されているすべての業務に対し、いかなる場合においても委託者に別 途費用を請求することはできない。ただし、委託者の要求仕様の変更による追加費用については 別途協議を行うものとする。
- エ. システム開発に当たり、現行システム及び連携する外部システムの開発・保守事業者の協力を得る場合は、委託者と十分な調整を図り、受託者の負担と責任において実施すること。
- オ. 現行システムからのデータ移行を実施する際には、委託者及び現行システムの開発及び保守事業者と十分な調整を図り、受託者の負担と責任において実施すること。

4. 支払条件

ア. 業務完了後、遅滞なく業務完了報告書を委託者に提出し、委託者による履行確認後、書面により支払いを請求するものとする。

5. 著作権等

- ア. 成果品等のうちプログラム言語で書かれるスクリプト・プログラムの著作権は、受託者又は開発 元に帰属する。
- イ. 成果品等のうちプログラム言語で書かれるスクリプト・プログラムなどを除く一切の資料(機能一覧、画面一覧、画面遷移図等)は、委託者が自由に加工・編集し説明会等で利用できるものとする。
- ウ. 成果品等のうち新規に発生した著作物の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利で、同法 27 条及び 28 条に規定する権利を含む。以下「著作権」という。)及び成果品のうち委託者又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品等の引渡しをもって委託者に譲渡されるものとする。
- エ. 上記ウの規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得した上、委託者に譲渡するものとする。
- オ. 成果品等のうち、上記ウの規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、 委託者が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において委託者及び委託者が指定する者 が自由に利用(著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。)できるものとする。
- カ. 成果品等のうち、上記ウの規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、 受託者は、委託者が成果品を利用するために必要な範囲において委託者及び委託者が指定す る者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。

- キ. 委託者は著作権法第 20 条第 2 項、第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- ク. 受託者は、上記ウに基づき委託者に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権(著作権法 第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。)を一切行使しないものとする。
- ケ. 受託者は、上記エに基づき委託者に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人 格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
- コ. 上記ク、ケの著作者人格権の不行使は、委託者が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後 も継続するものとする。
- サ. 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対 価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- シ. 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により委託者に届けるものとし、委託者は委託者の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。
- ス. 本契約、仕様書等にいう成果品等には、上記アを除き、すべて所有権及び著作権等が委託者に 帰属する旨の表示をするものとする。

6. 工業所有権

- ア. 委託業務の履行に関連して委託者及び受託者が各々単独で特許権、意匠権その他の工業所有権(以下「工業所有権」という。)を獲得した場合、委託者が成果品等を利用(委託業務の目的に沿った本契約終了後の事業への利用を含む。以下同じ。)するために必要な範囲において委託者・受託者相互に無償で当該工業所有権を使用できるものとする。ただし、委託者及び受託者は、もっぱら相手方の発案によるものをもって、自ら単独の工業所有権を獲得してはならない。また、委託者及び受託者は、特許法第38条、意匠法第15条その他関係法規の規定に基づき、発明等に至る過程が完全に一方に属するもの以外は、すべてその工業所有権を共有としなければならない。
- イ. 受託者が従前より保有し、若しくは第三者から承継又は実施権の設定を受けた工業所有権を委託業務に適用する場合、受託者は当該工業所有権に関する対価を請求しないものとする。
- ウ. 受託者が前項の工業所有権を第三者に承継させる場合は、委託者が成果品等を利用するため に必要な範囲において、委託者又は委託者の指定する者に当該工業所有権の対価の請求及び 権利侵害の主張をしない旨を保証するものとし、当該第三者が他の第三者に承継させる場合も 同様の保証を行わせるものとする。
- 工. 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

7. 第三者の権利侵害

ア. 委託者に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、委託者が当該成果品等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等(以下総称して「知的財産権」という。)を侵害するものであるとして委託者に対し何らかの訴え、異議、請求等(以下総称して「紛争」という。)がな

され、委託者から受託者へ処理の要請があった場合、受託者は委託者に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、委託者は当該第三者との紛争を受託者が処理するために必要な権限を受託者に委任するとともに、必要な協力を受託者に行うものとする。

- イ. 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、委託者・受託者協議の上、受託者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。
 - (ア)成果品を侵害のないものに改変すること。
 - (イ) 委託者が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。
 - (ウ) 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

8. 契約不適合担保責任

- ア. 委託者は、成果品に種類、品質又は数量に関して、契約の内容に適合しない状態(以下「契約不適合」という。)があるときは、受託者に対して、その契約不適合の修補、代替品の引渡し、不足品の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- イ. 前項に規定する場合において、委託者は、同項に規定する履行の追完の請求(以下「追完請求」 という。)に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- ウ. 第1項に規定する場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。この場合において、業務委託料の減額の割合は引渡日を基準とする。
- エ. 追完請求、前項に規定する業務委託料の減額の請求(以下「業務委託料減額請求」という。)、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ。)が委託者の供した材料の性質又は委託者の与えた指図によって生じたものであるときは行うことはできない。ただし、受託者が、その材料又は指図が不適当であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。
- オ. 委託者が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、 その不適合を理由として、追完請求、業務委託料減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除を することができない。ただし、受託者が引き渡した時にその不適合を知り、又は重大な過失によっ て知らなかったときは、この限りでない。

9. 機密保持

ア. 受託者は、受託期間中または受託期間終了後を問わず、業務を遂行するうえで知り得た個人情報及び機密情報を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。

イ. 受託者が個人情報の処理等を行う場合は、三重県個人情報保護条例に基づき個人情報の漏えい、滅失及びき損に対する防止措置を講じなければならない。

10. 再委託の制限

- ア. 受託者は、委託者の承認を得ないで業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を委託者に提出し、委託者の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- イ. 前項の規定は、受託者が資料の謄写、製本等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用 しない。

11. 暴力団等排除措置要綱による不当介入に対する措置

- ア. 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。) による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ)委託者に報告すること。
 - (エ)業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じ る等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- イ. 受託者がアの(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 7 条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置をとるものとする。